

建設業の事業主のみなさまへ

～土場・資材置場等の労災保険加入が必要です～
成立手続きが済んでいない場合は速みやかに手続きしましょう。

労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行う場合は事務所等の労災保険の成立が必要です

1 「特定の工事現場に付随しない業務」とは

「建設業の事業主の皆さんへ」①～④の業務を参照

①土場・資材置き場等での整理作業や所属事業場施設内での作業

②見積書作成のための取引先への現場状況確認

③事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業

④所属事業場の修繕作業

①～④の業務を行う場合は、事務所等労災を成立させる必要があります



2 「保険料の算定について」

「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出することとなっています。

○ 例えば、1日1時間程度の土場作業を行っており、1ヶ月20日勤務、時給1,061円の場合

1,061円×20日=21,220円（月額）を算定基礎として保険料を計算してください
(あくまで一例)

3 「いつから適用されるのか」

★ 保険関係の成立は

→令和8年3月31日までに

★ 保険料の計算及び申告は

→令和8年4月1日から



4 まとめ

- ・工事現場での負傷は、「元請の労災保険」
- ・土場作業での負傷は、「事務所等の労災保険」
- ・建設業の場合、労働者を雇用したら「事務所等の労災保険」の成立を
- ・雇用保険の該当がある場合は「建設の雇用保険」の成立を
- ・元請工事がある場合は「一括有期事業の保険」の成立を

お問合せ先

長野労働局総務部労働保険徴収室 ☎ 026-223-0552